

被扶養者の資格調査を終えて

取消手続はお早めに！

7月に実施しました被扶養者の資格調査は、皆さんのご協力により終了しました。

この調査は、被扶養者の資格認定の適正化を図ることを目的に毎年実施していますが、調査の結果、取消手続を忘れていたため、さかのぼって扶養認定を取り消す事例が多数ありました。

事例 1

子どもが就職したが、取消手続を忘れていた

学校を卒業し、就職先の健康保険に加入すると、収入額に関係なく被扶養者の資格を失います。

所得が認定基準額である年額130万円（60歳以上の公的年金を受給されている方は180万円）を超えていた

事例 2

（所得税法上非課税扱いとされている遺族年金、障害年金を含みます。）

1年以上さかのぼって認定を取り消すことはほとんどありませんが、なかには多額の医療費の返還が生じた事例もありましたので、今回取消理由として多かったものを紹介します。

今後、被扶養者の方が就職した場合など、扶養認定要件を満たさなくなつた場合は、速やかに取消手続を行ってください。

※認定要件は「共済だより石鎚／用印」（Vol.244）の頁をご覧ください。

受給年金額の増加により扶養認定を取り消す場合の取消日は、**年金の裁**

定期通知日若しくは年金額改定通知日までさかのぼります。
年金額の改定、老齢基礎年金や遺族額の変動にはご注意ください。

所得税の確定申告時期などには、特にご注意ください。

給与収入

（給料・ボーナス・諸手当・雇用保険等の給与所得控除前の総収入額をいいます。）

○前年は短時間のパート勤務であったが、勤務形態の変更により所得が認定基準額を超えていた。
○学校を卒業後、アルバイトなどの収入が認定基準額を超えていた。

事例 3

組合員との同居を要件とする被扶養者（義父母、兄姉など）が、組合員と別居していた

扶養認定要件の同居とは「生計（住まい、食費、家計等）を同一にしている」場合をいいます。二世帯住宅や同じ敷地内の別棟で生活をし、生計が分かれている場合は、原則として別居とみなします。

被扶養者の取消手続が遅れた場合

パートやアルバイトなどの収入がある被扶養者については、その収入額に注意してください。
また、所得が認定基準額を下回っている場合であっても、雇用先において健康保険に加入している場合がありますので、健康保険制度の二重加入となるないようにご注意ください。

事業収入等

農業、商業、製造業、その他の事業から生じる収入や土地、家屋等の賃貸による収入については、これらの収入額から、共済組合が認める必要経費（所得税法上の経費とは異なります。）を控除した額が、該当者の事業及び不動産所得となります。

被扶養者の取消手続が遅れた場合には、資格をさかのぼって取り消すことになりますので、取消日以降に保険医療機関で診療を受けていたときは、共済組合が支払った医療費を全額返還していただくことになります。
このような事態を避けるためにも、日頃から被扶養者の所得等の把握について、十分ご注意ください。